

総合評価落札方式競争入札技術評価基準の改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後																				
<p>総合評価落札方式競争入札技術評価基準</p> <p style="text-align: right;">〔平成23年6月29日〕 総務第66号</p> <p>〔沿革〕平成23年6月29日付け総務第66号制定、平成23年9月1日付け総務第112号一部改正、平成24年8月8日付け総務第110号一部改正、平成25年3月6日付け総務第302号一部改正、平成25年12月3日付け総務第233号、平成26年3月24日付け総務第339号、平成27年3月23日付け総務第234号、平成28年3月7日付け総務第201号一部改正、平成29年6月16日付け総務第66号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和2年3月17日付け出総第282号一部改正、令和4年3月23日付け出総第357号一部改正、令和4年6月22日付け出総第83号一部改正、令和5年3月10日付け出総第334号一部改正</p> <p>第1～第5 〔略〕</p> <p>附則（平成23年6月29日付け総務第66号）～（令和5年3月10日付け出総第334号） 〔略〕</p>	<p>総合評価落札方式競争入札技術評価基準</p> <p style="text-align: right;">〔平成23年6月29日〕 総務第66号</p> <p>〔沿革〕平成23年6月29日付け総務第66号制定、平成23年9月1日付け総務第112号一部改正、平成24年8月8日付け総務第110号一部改正、平成25年3月6日付け総務第302号一部改正、平成25年12月3日付け総務第233号、平成26年3月24日付け総務第339号、平成27年3月23日付け総務第234号、平成28年3月7日付け総務第201号一部改正、平成29年6月16日付け総務第66号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和2年3月17日付け出総第282号一部改正、令和4年3月23日付け出総第357号一部改正、令和4年6月22日付け出総第83号一部改正、令和5年3月10日付け出総第334号一部改正、<u>令和6年3月4日付け出総第249号一部改正</u></p> <p>第1～第5 〔略〕</p> <p>附則（平成23年6月29日付け総務第66号）～（令和5年3月10日付け出総第334号） 〔略〕 <u>附則（令和6年3月4日付け出総第249号）</u> <u>この基準は、令和6年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</u></p>																				
<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">評価基準及び配点（技術提案評価項目A）</p> <p>1～6 〔略〕</p> <p>7 留意事項 【各工事に共通】 ①～⑤ 〔略〕 ⑥ 配置予定技術者の評価において、評価項目「配置予定技術者の資格と経験年数」で一級相当資格として認めるのは、発注業種に応じて、次に掲げる国家資格等を有する者に限るものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">発注業種</th> <th>資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木</td> <td>1級建設機械施工管理技術士、1級土木施工管理技術士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）</td> </tr> <tr> <td>建築一式</td> <td>1級建築施工管理技術士 一級建築士</td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>1級電気工事施工管理技術士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、電気電子・総合技術監理（電気電子）</td> </tr> <tr> <td>管設備</td> <td>1級管工事施工管理技術士 技術士（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）、上下水道・総合技術監理（上下水道）、上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）、衛生工学・総合技術監理（衛生工学）、衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）、衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）</td> </tr> </tbody> </table>	発注業種	資格	土木	1級建設機械施工管理技術士、1級土木施工管理技術士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	建築一式	1級建築施工管理技術士 一級建築士	電気設備	1級電気工事施工管理技術士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、電気電子・総合技術監理（電気電子）	管設備	1級管工事施工管理技術士 技術士（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）、上下水道・総合技術監理（上下水道）、上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）、衛生工学・総合技術監理（衛生工学）、衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）、衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）	<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">評価基準及び配点（技術提案評価項目A）</p> <p>1～6 〔略〕</p> <p>7 留意事項 【各工事に共通】 ①～⑤ 〔略〕 ⑥ 配置予定技術者の評価において、評価項目「配置予定技術者の資格と経験年数」で一級相当資格として認めるのは、発注業種に応じて、次に掲げる国家資格等を有する者に限るものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">発注業種</th> <th>資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木</td> <td>1級建設機械施工管理技術士、1級土木施工管理技術士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）</td> </tr> <tr> <td>建築一式</td> <td>1級建築施工管理技術士 一級建築士</td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>1級電気工事施工管理技術士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、電気電子・総合技術監理（電気電子）</td> </tr> <tr> <td>管設備</td> <td>1級管工事施工管理技術士 技術士（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）、上下水道・総合技術監理（上下水道）、上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）、衛生工学・総合技術監理（衛生工学）、衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）、衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）</td> </tr> </tbody> </table>	発注業種	資格	土木	1級建設機械施工管理技術士、1級土木施工管理技術士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	建築一式	1級建築施工管理技術士 一級建築士	電気設備	1級電気工事施工管理技術士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、電気電子・総合技術監理（電気電子）	管設備	1級管工事施工管理技術士 技術士（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）、上下水道・総合技術監理（上下水道）、上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）、衛生工学・総合技術監理（衛生工学）、衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）、衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）
発注業種	資格																				
土木	1級建設機械施工管理技術士、1級土木施工管理技術士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）																				
建築一式	1級建築施工管理技術士 一級建築士																				
電気設備	1級電気工事施工管理技術士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、電気電子・総合技術監理（電気電子）																				
管設備	1級管工事施工管理技術士 技術士（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）、上下水道・総合技術監理（上下水道）、上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）、衛生工学・総合技術監理（衛生工学）、衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）、衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）																				
発注業種	資格																				
土木	1級建設機械施工管理技術士、1級土木施工管理技術士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）																				
建築一式	1級建築施工管理技術士 一級建築士																				
電気設備	1級電気工事施工管理技術士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、電気電子・総合技術監理（電気電子）																				
管設備	1級管工事施工管理技術士 技術士（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）、上下水道・総合技術監理（上下水道）、上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）、衛生工学・総合技術監理（衛生工学）、衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）、衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）																				

改正前		改正後	
舗装	1 級建設機械施工技士 1 級土木施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」））	舗装	1 級建設機械施工 管理 技士 1 級土木施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」））
鋼橋上部	1 級土木施工管理技士 1 級建築施工管理技士 一級建築士 技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」））	鋼橋上部	1 級土木施工管理技士 1 級建築施工管理技士 一級建築士 技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」））
プレストレスト・コンクリート	土木と同じ	プレストレスト・コンクリート	土木と同じ
法面処理	1 級建設機械施工技士 1 級土木施工管理技士 1 級建築施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」））	法面処理	1 級建設機械施工 管理 技士 1 級土木施工管理技士 1 級建築施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」））
機械設備	1 級土木施工管理技士 1 級建築施工管理技士 一級建築士 技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、機械・総合技術監理（機械）、機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）、上下水道・総合技術監理（上下水道）、上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）、衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）、衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」））	機械設備	1 級土木施工管理技士 1 級建築施工管理技士 一級建築士 技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、機械・総合技術監理（機械）、機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）、上下水道・総合技術監理（上下水道）、上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）、衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）、衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」））
塗装	1 級土木施工管理技士 1 級建築施工管理技士	塗装	1 級土木施工管理技士 1 級建築施工管理技士
グラウト	法面処理と同じ	グラウト	法面処理と同じ
通信設備	1 級電気通信工事施工管理技士 技術士（電気電子・総合技術監理（電気電子））、電気通信工業業に関して建設業法第 15 条第 2 号ロ若しくはハに該当する者	通信設備	1 級電気通信工事施工管理技士 技術士（電気電子・総合技術監理（電気電子））、電気通信工業業に関して建設業法第 15 条第 2 号ロ若しくはハに該当する者
しゅんせつ	1 級土木施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」））	しゅんせつ	1 級土木施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」））
造園	1 級造園施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、森林「林業・林産」・総合技術監理（森林「林業・林産」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」））	造園	1 級造園施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、森林「林業・林産」・総合技術監理（森林「林業・林産」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」））
ボーリング	1 級建設機械施工技士 1 級土木施工管理技士 1 級建築施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）、上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」））	ボーリング	1 級建設機械施工 管理 技士 1 級土木施工管理技士 1 級建築施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）、上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」））
消防設備	甲種消防設備士	消防設備	甲種消防設備士
標識設置	法面処理と同じ	標識設置	法面処理と同じ
鋼工作物	鋼橋上部と同じ	鋼工作物	鋼橋上部と同じ
防水	1 級建築施工管理技士	防水	1 級建築施工管理技士

⑦～⑫ [略]

⑦～⑫ [略]

〔施工実績〕～〔経営品質の取組〕〔略〕

〔資格取得の取組〕

- ① 技術者の資格取得の実績は、以下により確認する。
 - ・ 対象は【各工用共通】⑥の表に示す資格とし、発注業種は問わない。
 - ・ 資格の取得状況及び雇用関係を証明する資料の写しにより証明すること。
- ② 登録基幹技能者の実績は、以下により確認する。
 - ・ 対象は、以下に示す登録基幹技能者を対象とし、発注業種は問わない。

登録基幹技能者講習の種類	
登録電気工事基幹技能者	登録外壁仕上基幹技能者
登録橋梁基幹技能者	登録ダクト基幹技能者
登録造園基幹技能者	登録保温保冷基幹技能者
登録コンクリート圧送基幹技能者	登録グラウト基幹技能者
登録防水基幹技能者	登録冷凍空調基幹技能者
登録トンネル基幹技能者	登録運動施設基幹技能者
登録建設塗装基幹技能者	登録基礎工基幹技能者
登録左官基幹技能者	登録タイル張り基幹技能者
登録機械土工基幹技能者	登録標識・路面標示基幹技能者
登録海上起重基幹技能者	登録消火設備基幹技能者
登録PC基幹技能者	登録建築大工基幹技能者
登録鉄筋基幹技能者	登録硝子工事基幹技能者
登録圧接基幹技能者	登録ALC基幹技能者
登録型枠基幹技能者	登録土工基幹技能者
登録配管基幹技能者	登録ウレタン断熱基幹技能者
登録嵩・土工基幹技能者	登録発破・破砕基幹技能者
登録切断穿孔基幹技能者	登録建築測量基幹技能者
登録内装仕上工事基幹技能者	登録解体基幹技能者
登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	登録圧入工基幹技能者
登録エクステリア基幹技能者	登録送電線工事基幹技能者
登録建築板金基幹技能者	登録さく井基幹技能者

- ・ 登録基幹技能者講習修了証及び雇用関係を証明する資料の写しにより証明すること。

〔施工経験〕～〔若手技術者又は女性技術者の配置の有無〕〔略〕

〔配置予定技術者の週休2日制の取組実績〕

- ① 対象は国又は岩手県が発注した工事のうち、岩手県内において施工した工事を対象とする。
- ② 週休2日制の取組実績は、以下の資料により確認する。
 - ・ 国が発行した「週休2日実施証明書」又は岩手県が発行した「週休2日達成証明書」
 - ・ CORINS 又は契約書の写し（CORINS に登録されていない場合）等

〔災害活動の実績等〕～〔災害応急工事の実績〕〔略〕

【海上・海中工事用】〔略〕

〔施工実績〕～〔経営品質の取組〕〔略〕

〔資格取得の取組〕

- ① 技術者の資格取得の実績は、以下により確認する。
 - ・ 対象は【各工用共通】⑥の表に示す資格とし、発注業種は問わない。
 - ・ 資格の取得状況及び雇用関係を証明する資料の写しにより証明すること。
- ② 登録基幹技能者の実績は、以下により確認する。
 - ・ 対象は、以下の（一財）建設業振興基金ホームページに掲載されている登録基幹技能者を対象とし、発注業種は問わない。

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/technician/status.php>

- ・ 登録基幹技能者講習修了証及び雇用関係を証明する資料の写しにより証明すること。

〔施工経験〕～〔若手技術者又は女性技術者の配置の有無〕〔略〕

〔配置予定技術者の週休2日制の取組実績〕

- ① 対象は国又は岩手県が発注した工事のうち、岩手県内において施工した工事を対象とする。
- ② 週休2日制の取組実績は、以下の資料により確認する。
 - ・ 国が発行した「週休2日実施証明書」又は岩手県が発行した「週休2日達成証明書」
 - ・ CORINS 又は契約書の写し（CORINS に登録されていない場合）等
- ③ 上記証明書に配置予定技術者の氏名が記載されていない場合や、証明書が発行されていない場合は評価対象外とする。
- ④ 国が発行した証明書のうち有効期間が記載されており、かつ申請期限の日時点で有効期間が切れている場合であっても、評価対象期間の工事実績であれば評価対象とする。

〔災害活動の実績等〕～〔災害応急工事の実績〕〔略〕

【海上・海中工事用】〔略〕

【一般、災害復旧及び海上・海中工事用（ICT活用工事）】

〔配置予定技術者のICT活用工事の施工実績〕

- ① 対象は国又は岩手県が発注した工事のうち、岩手県内において施工した工事を対象とする。
- ② ICTの全面的な活用とは、工種毎に以下の表に示す「○」及び「△」の施工プロセスを全て実施した場合とする。
ただし、発注者が実施できない項目があると判断した場合には、その項目を除いた残りのすべての項目を実施した場合とする。

施工プロセス	工種							
	土工	舗装工	浚渫工(河川)	河床掘削	床掘	付帯構造物設置工	法面工	地盤改良
3次元起工測量	○	○	○	△	○	○	○	○
3次元設計データ作成	○	○	○	△	○	○	○	○
ICT建設機械による施工	○	○	○	○	○			○
3次元出来形管理等の施工管理	○	○	○	○		○	○	○
3次元データの納品	○	○	○	△	○	○	○	○

- ③ ICT活用工事の施工実績は、以下の資料により確認する。
 - ・ 国が発行した「ICT活用証明書」又は岩手県が発行した「ICT活用工事実施証明書」
 - ・ CORINS 又は契約書の写し（CORINS に登録されていない場合）等
- ④ 国では、ICTを全面的に活用した場合にのみ証明書を発行していることから、国が発注した工事では、ICTの部分的な活用の実績は評価対象外とする。

【一般、災害復旧及び海上・海中工事用（ICT活用工事）】

〔配置予定技術者のICT活用工事の施工実績〕

- ① 対象は国又は岩手県が発注した工事のうち、岩手県内において施工した工事を対象とする。
- ② ICTの全面的な活用とは、工種毎に定める施工プロセスを全て実施した場合とする。

ただし、工種によって発注者が実施できない項目があると判断した場合には、その項目を除いた残りのすべての項目を実施した場合とする。

(例)・ICT建設機械による施工が設定されていない工種など

- ③ ICT活用工事の施工実績は、以下の資料により確認する。
 - ・ 国が発行した「ICT活用証明書」又は岩手県が発行した「ICT活用工事実施証明書」
 - ・ CORINS 又は契約書の写し（CORINS に登録されていない場合）等
- ④ 上記証明書に配置予定技術者の氏名が記載されていない場合や、証明書が発行されていない場合は評価対象外とする。
- ⑤ 国が発行した証明書のうち有効期間が記載されており、かつ申請期限の日時点で有効期間が切れている場合であっても、評価対象期間の工事実績であれば評価対象とする。

別紙2

評価基準及び配点（技術提案評価項目B）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点	
選択項目 ア 総合的なコスト削減 イ 工事目的物の性能、機能の向上 ウ 社会的要請への対応	①（個別の提案課題：入札公告による）	提案項目数は5項目までとする		
		提案項目ごとに評価する	提案が優れている	3.0
			提案がやや優れている	1.5
			提案が適切である	0.7
		提案が不適切である	0.0	
	評価点を合算する（最大3.0×5項目）	最大15.0		
	最高点者加算	1.0		
	小計（a）	16.0		
	②発注者が指定した上記課題以外の選択項目に資する技術提案について	提案項目数は2項目までとする		
		提案項目ごとに評価する	提案が優れている	2.0
提案が適切である			1.0	
提案が不適切である			0.0	
評価点を合算する（最大2.0×2項目）	最大4.0			
小計（b）	4.0			
評価点合計（B）	(a) + (b)	20.0		

別紙2

評価基準及び配点（技術提案評価項目B）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点	
選択項目 ア 総合的なコスト削減 イ 工事目的物の性能、機能の向上 ウ 社会的要請への対応	①（個別の提案課題：入札公告による）	提案項目数は5項目までとする		
		提案項目ごとに評価する	提案が優れている	3.0
			提案がやや優れている	1.5
			提案が適切である	0.7
		提案が不適切である	0.0	
	評価点を合算する（最大3.0×5項目）	最大15.0		
	最高点者加算	1.0		
	小計（a）	16.0		
	②発注者が指定した上記課題以外の選択項目に資する技術提案について	提案項目数は2項目までとする		
		提案項目ごとに評価する	提案が優れている	2.0
提案が適切である			1.0	
提案が不適切である			0.0	
評価点を合算する（最大2.0×2項目）	最大4.0			
小計（b）	4.0			
評価点合計（B）	(a) + (b)	20.0		

留意事項

- ① 以下の場合、技術評価点（技術提案評価項目A及び技術提案評価項目B）を0点とする。
 - ・ 技術提案評価項目B（技術提案）が0点
 - ・ 提案枚数（A4判2枚）を超過
 - ・ 記入文字の大きさが10ポイント未満
 - ・ 技術提案書に付随する参考資料を添付
- ② 様式で示している欄に対する行の高さ・列の幅の変更及び余白幅の変更は、適宜行って構わない。
- ③ 技術提案の個別提案課題は、発注者が以下の技術提案項目から選択し、工事内容を考慮のうえ設定する。
 - ア 総合的なコスト削減・・・ライフサイクルコスト及びその他コストに関し、発注者が指定した課題に対する技術提案内容
 - イ 工事目的物の性能、機能の向上・・・工事目的物の性能、機能に関し、発注者が指定した課題に対する技術提案内容
 - ウ 社会的要請への対応・・・社会的要請への対応に関し、発注者が指定した課題に対する技術提案
 なお、発注者が選択した技術提案項目及び個別提案課題は、入札公告により確認のこと。
- ④ 提案項目数は、発注者が指定した課題については5項目まで、発注者が指定した課題以外の選択項目に資する技術提案については2項目までとし、これを超える項目数を提案した場合は、記載順に所定の項目数までを評価対象とし、これ以降の提案は評価対象外とする。
- ⑤ 技術提案書には、提案項目ごとに達成目標（効果）、達成目標に対する手法（やり方）及び手法に対する根拠（裏付け）を記載すること。
- ⑥ 最高点者加算（1.0点）については、発注者が指定した課題の提案項目ごとの評価点の合計が最高の者に加算するものとし、最高点者が複数の場合はそれらに1.0点ずつ加算するものとする。なお、評価対象者数が1者しかない場合又は評価点の合計が全者0点の場合は加算しないものとする。

別紙3

評価基準及び配点（技術提案評価項目C）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点	
施工管理	品質等を高めるための技術提案 (個別の提案課題：入札公告による)	提案項目数は3項目までとする		
		提案項目ごとに評価する	提案が優れている	3.0
			提案がやや優れている	1.5
			提案が適切である	0.7
			提案が不適切である	0.0
評価点を合算する（最大3.0×3項目）	最大9.0			
	最高点者加算	1.0		
評価点合計（C）			10.0	

留意事項

- ① 以下の場合、技術評価点（技術提案評価項目A及び技術提案評価項目C）を0点とする。
 - ・ 技術提案評価項目C（技術提案）が0点
 - ・ 提案枚数（A4判1枚）を超過
 - ・ 記入文字の大きさが10ポイント未満
 - ・ 技術提案書に付随する参考資料を添付
- ② 様式で示している欄に対する行の高さ・列の幅の変更及び余白幅の変更は、適宜行って構わない。
- ③ 技術提案の個別提案課題は、発注者が工事内容を考慮のうえ設定する。
 なお、発注者が設定した個別提案課題は、入札公告により確認のこと。
- ④ 提案項目数は3項目までとし、これを超える項目数を提案した場合は、記載順に所定の項目数までを評価対象とし、これ以降の提案は評価対象外とする。
- ⑤ 技術提案書には、提案項目ごとに品質等を高めるための施工上の工夫や配慮について記載すること。

留意事項

- ① 以下の場合、技術評価点（技術提案評価項目A及び技術提案評価項目B）を0点とする。
 - ・ 技術提案評価項目B（技術提案）が0点
 - ・ 提案枚数（A4判2枚）を超過
 - ・ 記入文字の大きさが10ポイント未満
 - ・ 技術提案書に付随する参考資料を添付
- ② 様式で示している欄に対する行の高さ・列の幅の変更及び余白幅の変更は、適宜行って構わない。
- ③ 技術提案の個別提案課題は、発注者が以下の技術提案項目から選択し、工事内容を考慮のうえ設定する。
 - ア 総合的なコスト削減・・・ライフサイクルコスト及びその他コストに関し、発注者が指定した課題に対する技術提案内容
 - イ 工事目的物の性能、機能の向上・・・工事目的物の性能、機能に関し、発注者が指定した課題に対する技術提案内容
 - ウ 社会的要請への対応・・・社会的要請への対応に関し、発注者が指定した課題に対する技術提案
 なお、発注者が選択した技術提案項目及び個別提案課題は、入札公告により確認のこと。
- ④ 提案項目数は、発注者が指定した課題については5項目まで、発注者が指定した課題以外の選択項目に資する技術提案については2項目までとし、これを超える項目数を提案した場合は、記載順に所定の項目数までを評価対象とし、これ以降の提案は評価対象外とする。
- ⑤ 技術提案書には、提案項目ごとに達成目標（効果）、達成目標に対する手法（やり方）及び手法に対する根拠（裏付け）を記載すること。
- ⑥ 評価対象者数が1者の場合、不適切な提案以外は、提案項目ごとに最高点を付与する。
- ⑦ 最高点者加算（1.0点）については、発注者が指定した課題の提案項目ごとの評価点の合計が最高の者に加算するものとし、最高点者が複数の場合はそれらに1.0点ずつ加算するものとする。なお、評価対象者数が1者しかない場合又は評価点の合計が全者0点の場合は加算しないものとする。

別紙3

評価基準及び配点（技術提案評価項目C）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点	
施工管理	品質等を高めるための技術提案 (個別の提案課題：入札公告による)	提案項目数は3項目までとする		
		提案項目ごとに評価する	提案が優れている	3.0
			提案がやや優れている	1.5
			提案が適切である	0.7
			提案が不適切である	0.0
評価点を合算する（最大3.0×3項目）	最大9.0			
	最高点者加算	1.0		
評価点合計（C）			10.0	

留意事項

- ① 以下の場合、技術評価点（技術提案評価項目A及び技術提案評価項目C）を0点とする。
 - ・ 技術提案評価項目C（技術提案）が0点
 - ・ 提案枚数（A4判1枚）を超過
 - ・ 記入文字の大きさが10ポイント未満
 - ・ 技術提案書に付随する参考資料を添付
- ② 様式で示している欄に対する行の高さ・列の幅の変更及び余白幅の変更は、適宜行って構わない。
- ③ 技術提案の個別提案課題は、発注者が工事内容を考慮のうえ設定する。
 なお、発注者が設定した個別提案課題は、入札公告により確認のこと。
- ④ 提案項目数は3項目までとし、これを超える項目数を提案した場合は、記載順に所定の項目数までを評価対象とし、これ以降の提案は評価対象外とする。
- ⑤ 技術提案書には、提案項目ごとに品質等を高めるための施工上の工夫や配慮について記載すること。
- ⑥ 評価対象者数が1者の場合、不適切な提案以外は、提案項目ごとに最高点を付与する。

改正前		改正後	
<p>⑥ 最高点者加算（1.0点）については、提案項目ごとの評価点の合計が最高の者に加算するものとし、最高点者が複数の場合はそれらに1.0点ずつ加算するものとする。なお、評価対象者数が1者しかない場合又は評価点の合計が全者0点の場合は加算しないものとする。</p>		<p>⑦ 最高点者加算（1.0点）については、提案項目ごとの評価点の合計が最高の者に加算するものとし、最高点者が複数の場合はそれらに1.0点ずつ加算するものとする。なお、評価対象者数が1者しかない場合又は評価点の合計が全者0点の場合は加算しないものとする。</p>	
別紙4〔略〕		別紙4〔略〕	
別紙5		別紙5	
技術提案評価項目Aにおいて申請内容に錯誤等があった場合の取扱い		技術提案評価項目Aにおいて申請内容に錯誤等があった場合の取扱い	
1 取扱いの基本		1 取扱いの基本	
<p>(1) 申請内容に錯誤があった場合は、過小評価については自己評価点で評価（点数変更なし）、過大評価については最低点による再評価（0点）とし、具体的な判断基準は2のとおりとする。</p> <p>(2) 申請内容を証明する資料が提出されない場合は、その項目は最低点による再評価（0点）とする。</p> <p>(3) 配置予定技術者の要件について、申請した技術者以外の者を配置しようとする場合は、配置予定技術者の要件に係る項目は最低点による再評価（0点）とする。</p> <p>(4) 専任補助者の配置が認められない（主任技術者又は監理技術者として若手又は女性を登用しない場合）にもかかわらず専任補助者を配置する申請とした場合は、専任補助者の能力等で評価を行う項目は最低点による再評価（0点）とする。</p>		<p>(1) 申請内容に錯誤があった場合は、過小評価については自己評価点で評価（点数変更なし）、過大評価については最低点による再評価（0点）とし、具体的な判断基準は2のとおりとする。<u>（複数の評定点の合計値を評価点とする「資格取得の取組」及び「災害活動の実績等」については、合計値からなる評価点をもって過大評価又は過小評価の判定を行う。）</u></p> <p>(2) 申請内容を証明する資料が提出されない場合は、その項目は最低点による再評価（0点）とする。</p> <p>(3) 配置予定技術者の要件について、申請した技術者以外の者を配置しようとする場合は、配置予定技術者の要件に係る項目は最低点による再評価（0点）とする。</p> <p>(4) 専任補助者の配置が認められない（主任技術者又は監理技術者として若手又は女性を登用しない場合）にもかかわらず専任補助者を配置する申請とした場合は、専任補助者の能力等で評価を行う項目は最低点による再評価（0点）とする。</p>	
2 具体的な判断基準		2 具体的な判断基準	
企業の施工能力	評価項目	申請内容に錯誤があった場合	
		自己評価点（点数変更なし）	最低点再評価（0点）
	施工実績	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 客観性の乏しい証明書類により証明した場合
	工事成績評定	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請点数より下位の配点の場合 申請点数が間違っているが、配点区分に変更がない場合 申請点数が間違っており、下位配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請点数より上位の配点の場合 申請点数が実績点数と異なり、下位配点区分に変更となる場合 発注業種と異なる工事成績を申請した場合 県以外の機関の工事成績評定点を申請した場合
	経営品質の取組	<ul style="list-style-type: none"> 実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類等で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間外の実績を申請した場合 対象外の表彰実績又はISO取得実績等を申請した場合
資格取得の取組	<ul style="list-style-type: none"> 実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間外の実績を申請した場合 評価項目「雇用対策の実績」における新規雇用の評価対象者と同一の者を申請した場合 	
企業の施工能力	評価項目	申請内容に錯誤があった場合	
		自己評価点（点数変更なし）	最低点再評価（0点）
	施工実績	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 客観性の乏しい証明書類により証明した場合
	工事成績評定	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請点数より下位の配点の場合 申請点数が間違っているが、配点区分に変更がない場合 申請点数が間違っており、下位配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請点数より上位の配点の場合 申請点数が実績点数と異なり、下位配点区分に変更となる場合 発注業種と異なる工事成績を申請した場合 県以外の機関の工事成績評定点を申請した場合
	経営品質の取組	<ul style="list-style-type: none"> <u>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</u> 実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類等で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間外の実績を申請した場合 対象外の表彰実績又はISO取得実績等を申請した場合
資格取得の取組	<ul style="list-style-type: none"> <u>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</u> 実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間外の実績を申請した場合 評価項目「雇用対策の実績」における新規雇用の評価対象者と同一の者を申請した場合 <u>①②の申請実績の両方又はいずれか一方が確認できない場合</u> 	

改 正 前				改 正 後			
配置予定技術者の要件	施工経験	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 客観性の乏しい証明書類により証明した場合 主任（監理）技術者、専任補助者、現場代理人以外の施工経験を申請した場合 	施工経験	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 客観性の乏しい証明書類により証明した場合 主任（監理）技術者、専任補助者、現場代理人以外の施工経験を申請した場合 	
	配置予定技術者の工事成績評定	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請点数より上位の配点の場合 申請点数が実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 主任（監理）技術者、専任補助者、現場代理人以外の工事成績を申請した場合 県以外の機関の工事成績評定点を申請した場合 	配置予定技術者の工事成績評定	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請点数より上位の配点の場合 申請点数が実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 主任（監理）技術者、専任補助者、現場代理人以外の工事成績を申請した場合 県以外の機関の工事成績評定点を申請した場合 	
	配置予定技術者の表彰実績	<ul style="list-style-type: none"> 実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類等で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間外の実績を申請した場合 対象外の表彰実績を申請した場合 	配置予定技術者の表彰実績	<ul style="list-style-type: none"> 実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類等で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間外の実績を申請した場合 対象外の表彰実績を申請した場合 	
	配置予定技術者の資格と経験年数	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 今回の発注業種に応じた資格でない場合 	配置予定技術者の資格と経験年数	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 今回の発注業種に応じた資格でない場合 	
	配置予定技術者の継続教育（CPD）の取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 証明書類が指定した期間外の場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 	配置予定技術者の継続教育（CPD）の取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 証明書類が指定した期間外の場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 	
	若手技術者又は女性技術者の配置の有無	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請より下位の配点の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請より上位の配点の場合 	若手技術者又は女性技術者の配置の有無	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請より下位の配点の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請より上位の配点の場合 	
	配置予定技術者の週休2日制の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 	配置予定技術者の週休2日制の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 証明書に配置予定技術者の氏名が記載されていない場合 	

改正前				改正後			
	配置予定技術者のICT活用工事の施工実績（ICT活用工事）	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 		配置予定技術者のICT活用工事の施工実績（ICT活用工事）	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 証明書に配置予定技術者の氏名が記載されていない場合
地域精進度等	地域内拠点の有無	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請より下位の配点の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請より上位の配点の場合 	地域精進度等	地域内拠点の有無	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請より下位の配点の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請より上位の配点の場合
	災害活動の実績等	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 証明書類が指定した期間外の場合 		<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 ①②の申請実績の両方又はいずれか一方が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 証明書類が指定した期間外の場合 	
	雇用対策の実績	<ul style="list-style-type: none"> 実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 		<ul style="list-style-type: none"> 実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 	
	無償奉仕活動の実績	<ul style="list-style-type: none"> 実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間外の実績を申請した場合 対象活動以外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 		<ul style="list-style-type: none"> 実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間外の実績を申請した場合 対象活動以外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 	
	維持修繕業務等の実績	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 対象期間外の実績を申請した場合 対象業務（建築物の緊急修繕工事を含む）以外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 客観性の乏しい証明書類により証明した場合 		<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 対象期間外の実績を申請した場合 対象業務（建築物の緊急修繕工事を含む）以外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 客観性の乏しい証明書類により証明した場合 	
	災害応急工事の実績（災害復旧工工事用）	<ul style="list-style-type: none"> 実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 指定した災害以外の災害での実績を申請した場合 客観性の乏しい証明書類により証明した場合 		<ul style="list-style-type: none"> 実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 指定した災害以外の災害での実績を申請した場合 客観性の乏しい証明書類により証明した場合 	
	船舶の所有状況（海上・海中工事用）	<ul style="list-style-type: none"> 実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 指定した船舶以外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 		<ul style="list-style-type: none"> 実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 指定した船舶以外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 	
以下〔略〕				以下〔略〕			
改正理由	1 基準中の表現の修正						